

東京外かく環状道路に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

提出者

20番 橋本 しげき

10番 浜田 けい子

1番 道場 ひでのり

2番 堀内 まさし

4番 深田 貴美子

6番 宮代 一利

13番 山本 あつし

26番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

東京外かく環状道路に関する意見書

東京外かく環状道路計画について武蔵野市議会では、コミュニティの分断、環境悪化など、住民生活へ重大な影響を及ぼすとして、都市計画決定の翌年、昭和42年に「外環道路反対特別委員会」を設置し、計画の白紙撤回を主軸に継続して反対してきた。国、都からの大深度地下方式が公表された平成15年度以降は「外環道路特別委員会」を設置し、現在に至るまで、一貫して、必要性の有無を含めて正確な情報の公開を求めるとともに、住民の不安と懸念を払拭する対策を講じるよう再三要請してきた。

東京外かく環状道路については、「対応の方針」の履行が十分に行われているとは言い難い状況にある。野川や白子川で発生した気泡の問題については、シールド工事が行われる沿線全体に関係する事象であるにもかかわらず、原因と対応方法について、沿線住民に対して十分な説明が行われていない状況である。「緊急時の対応」についても、内容が不足していることを含め十分な説明が行われていないことから、沿線住民の不安が払拭されていない状況である。加えて、令和2年10月18日、調布市東つつじヶ丘2丁目の東京外かく環状道路（関越～東名）本線トンネル（南行）工事現場の直上において、調布市道等が陥没する事象が発生し、トンネル直上で相次いで空洞が発見されている。

これらの事象は、周辺住民の安全を脅かす重大な事態であり、今後掘進予定である武蔵野市内における安全性の確保について、強く懸念する。

外環の2については、「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の「中間のまとめ」が進められているが、取りまとめに時間を要している状況であり、その後の進め方についても詳細が示されていない。また、自動車交通量に対する見通しについても、必要性の説明が不足しており、社会情勢の変化を反映したものとは思えない状況である。

沿線住民にとっては、国、都の施策によって翻弄されてきた積年の忍耐を重ねて、地域で安心して暮らし続けることができるかどうか見通しが立たない状態が続いている。

以上の経緯から、武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持と沿線住民の安心な生活と財産を守るため、下記のとおり、国及び都に要望する。

- 1 東京外かく環状道路については、「対応の方針」を着実に履行すること。また、都市部におけるかつてない規模の大深度地下方式の事業であり、陥没事故の発生や地下空洞の発見でこれまで以上に安全性の確保が求められる。詳しい地盤調査や工事に伴う振動問題への対応も必要であり、大深度地下方式は、地上に影響を与えないとは言い切れない。今後予想されるシールドトンネル工場の影響や再発防止対策等について徹底的な検証の上、検討過程も含め十分な情報公開・事前調査の計画と沿道住民に対する安全性の確保の説明を行い、不安解消を図ること。
- 2 平成30年12月27日付で事業者が発した「東京外環（関越～東名）トンネル工場の緊急時の対応について」の記載事項について、今回、陥没した緊急事態を踏まえ、実効性のある内容となるよう見直すこと。
- 3 外環の2については、現在進められている「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の「中間のまとめ」において構成員の声を十分に反映したものとすること。「中間のまとめ」以降の事業検討、住民への周知、参加のプロセスについて明らかにすること。
- 4 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において外環の2は計画内容再検討路線に位置づけられており、検討に当たっては、武蔵野市及び市議会、沿線住民の意見を十分に尊重すること。
- 5 今後も武蔵野市及び市議会、沿線住民が求める正確な情報の公開と説明、必要に応じた協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣
東京都知事

あて